

○総務省令第三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

総務大臣臨時代理

国務大臣 田村 憲久

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の四第一項及び第二十四條の二第二項中「第十五條第一項第十三号」を「第十五條第一項第十二号」に改める。

附 則

この省令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。